

「旅しようよ」会規約

第1条（会の目的）

障害者、高齢者の外出支援により、当事者の社会参加と生きがいある生活求め、参加者の相互の親睦を深めるための活動を行うことを目的とする。

第2条（名称）

この会の名称を以下のとおりとする。

旅しようよ。

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる活動をおこなう。

- （1） 高齢者，障害者の外出支援
- （2） その他の目的を達成するための活動

第4条（事務局所在地）

この会の事務局を以下に置く。

〒747-0849 山口県防府市西仁井令2丁目2-1

第4条（登録会員）

旅行や外出の応援を通して社会貢献したい方。

第5条 本会の目的に賛同する登録会員により構成する。

第6条 本会に次の役員を置く

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 1名
- （3） 会計 1名
- （4） 監事 1名

第7条 本役員については、会員の互選により選出する。

職務分掌

第8条 本会役員の職務は次のとおりとする。

- （1） 会長 会を代表し、会務を統括する。
- （2） 副会長 会長を補佐し、会長に自己あるときはその職務を代行する。
- （3） 会計 会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- （4） 監事 会の会計監査を行う。

第9条 本会の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終える

財政

第10条 本会の活動に要する諸経費は、会費・寄付金等によって賦われるものとする。

監査と報告

第11条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行います。

その他

第12条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会が細則を定めることができる。
ただし、会員の承認を得なければならない。

付則

この規約は、平成19年5月20日から実施する。